

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年6月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R3. 5月31日、多面的事業（R1～2年度）に農政局に実施報告（適正である）とした伺い及び関係書類全部 2. ○○土地改良区に関するR2年度の定期検査に求づく指摘事項に対する経緯経 分かる書類全部 農山漁村振興課、法人検査課、農山水産○○」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年6月23日、実施機関は、本件請求に対して、農林水産部○○において保有するものと特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年6月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年1月6日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（市から国県市抽出検査（県推進協議会）における対応方針及び対応状況の確認等多面的事業に関する作業員とか自主委託契約等を受理した書類及び改良区の定カン違反等の定期検査で確認をしながら黙殺した件で知り得た書類を出

せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類は、令和3年5月31日に農山漁村振興課から中国四国農政局長へ提出した書類及び令和3年2月15日から2月24日に法人検査課が実施した土地改良区検査に関する書類であると特定したが、農林水産部〇〇において当該文書は保有しておらず、当該公文書公開請求について、条例第12条第3項の規定により公開請求を拒否した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年 1月 6日	諮問
令和7年 7月29日 第3部会（第22回）	審議
同 年 8月27日 第3部会（第23回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、当該公文書が不存在であるとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、公文書の存在を争っていると解されることから、本件請求に係る公文書の保有の有無を以下検討する。

(1) 多面的機能支払交付金について

多面的機能支払交付金は、国が都道府県からの申請に基づき、都道府県に交付金を交付し、都道府県は市町村からの申請に基づき市町村に交付金を交付、市町村は、農地維持活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき対象組織に交付金を交付することとされている（多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）第1の13及び18）。

また、多面的機能支払交付金の事業実績については、市町村長が毎年度、都道府県知事に報告し、都道府県知事が取りまとめの上、地方農政局長等に報告するもの

とされている（多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第8の1及び別紙2の第8の1）。

(2) 土地改良区の検査について

都道府県知事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を遵守させるために必要があると認めるときは、土地改良区の業務若しくは会計の状況を検査することができることとされている（土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項）。

検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領第10条の規定に基づき、是正又は改善すべき点を記載した検査書が、検査を受けた土地改良区に交付され、当該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検査回答書が実施機関に提出される。

(3) 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関によると、農林水産部〇〇の分掌事務は、多面的機能支払交付金の交付に関する業務及び土地改良区に対する検査指摘事項の改善状況の確認等に関する業務であり、地方農政局長への多面的機能支払交付金の事業実績の報告に関する業務及び土地改良区に対する検査業務は行っていないとのことである。

当審査会において確認したところ、地方農政局長への多面的機能支払交付金の事業実績の報告に関する業務は農山漁村振興課に、土地改良区に対する検査業務については法人検査課に分掌されており、農林水産部〇〇において当該請求に係る事務を所掌していないことは、実施機関の組織・権限に関する規程等からもこれに相違ないと認められることから、本件請求に係る公文書を保有しておらず、不存在であるとの実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長

田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	